

許可申請にあたっての留意事項（解体業）

第 1 申請に必要な書類

1. 解体業許可（許可の更新）申請書
＜申請書記載事項＞
 - ① 申請者名・住所・代表者名
 - ② 事業所名・所在地
 - ③ 役員の氏名・住所
※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - ④ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所
 - ⑤ 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の氏名・住所
※法定代理人が法人の場合は名称及び代表者の氏名・住所及び役員の氏名・住所
 - ⑥ 事業の用に供する施設の概要
 - ⑦ 標準作業書の記載事項
 - ⑧ 既に解体業・破砕業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
 - ⑨ 解体業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
 - ⑩ 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の氏名又は名称・住所
 2. 解体業許可申請者が法第 6 2 条第 1 項第 2 号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
 3. 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書、付近の見取り図
 4. 施設の所有権（又は使用権原）の証明書
 5. 事業計画書
 6. 収支見積書
 7. 申請者が個人の場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては住民基本台帳法に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は医師の診断書、認知症に関する診断結果等。以下同じ。）
 8. 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為と商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。以下「商業登記事項証明書」という。）
 9. 役員の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 10. 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の株式数又は出資額を記載した書類、住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（法人の場合は商業登記事項証明書）
 11. 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 12. 申請者が未成年者の場合には、法定代理人の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
※法定代理人が法人の場合は、その法人の商業登記事項証明書、役員の住民票の写し及び心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 13. 標準作業書の全文の写し
- ※ 1 許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の書類（3 と 4）は不要。
- ※ 2 北海道知事又は道内保健所設置市長から、解体業若しくは破砕業、又は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業若しくは産業廃棄物処理施設の設置等の許可（許可証の「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無」が「無」になっているもので、許可日から 5 年を経過していないものに限る。）を既に受けている場合には、その許可証を添付することにより、

書類の一部（7と9～12）の添付を省略できる。

第2 申請手数料

手数料は「北海道収入証紙」による納付となっているので、あらかじめ必要額分を購入し、ちよう付用紙に貼ること。

解体業許可申請手数料	78,000円
解体業許可の更新申請手数料	70,000円

別記様式 1 (様式第五 (第五十五条関係))

許 可
解体業 申請書
許可の更新

記 載 例

北海道知事 ○○○○ 殿

※許可番号	
※許可年月日	
○年 ○月 ○日	

(郵便番号) 000-0000
 住 所 北海道○○市○○町 0-0-0
 氏 名 ○○株式会社
 代表取締役 ○○○○
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 000-000-0000

使用済自動車の再資源化等に関する法律第6 1条第1項の規定により、必要な書類を添えて解体業の許可(許可の更新)を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名 称	○○株式会社○○センター○○営業所
所在地	〒000-0000 北海道○○市○○町0-0-0 TEL 000-000-0000
名 称	○○株式会社○○センター○△営業
所在地	〒000-0000 北海道△△市○○町0-0-0 TEL 000-000-0000
名 称	○○株式会社○○センター△△営業所
所在地	〒000-0000 北海道○○郡○○町△△0-0-0 TEL 000-000-0000
事業の用に供する施設の概要	1.○○営業所 保管場所① 000m2 最大保管量 000台(普通車換算) 保管場所② 000m2 最大保管量 000台(廃車ガラ換算) 解体作業場 000m2 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 燃料採取場所 00m2 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 部品保管場所 000m2 屋根有 ニブラ 1、運搬車両3(キャリアカー1、平ボディ2) 油水分離槽2箇所 2.○△営業所 保管場所 000m2 最大保管量 000台(ラック) 高さ00m 解体作業場 000m2 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 部品保管場所 000m2 屋根有

	ニブラ 1、運搬車両2(平ボディ2)、油水分離槽 1 箇所																
	3.△△営業所 解体作業場 000m2 床面コンクリート打設(150mm) 屋根有 (保管場所兼用、最大保管量 00台) 部品保管場所 000m2 屋根有																
他に解体業又は破砕業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)															
	1.北海道 2.□□県 3.◇◇市	破砕業 H16.7.2届出 解体業 H16.7.2申請 解体業 H16.7.1届出															
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合にあっては、その許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合にあっては、申請年月日)															
	1.北海道 2.□□県 3.◇◇市	第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(中間処理) 第0000000000号(収集運搬) 第0000000000号(収集運搬)															
解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	1.○○株式会社○○センター廃車集積場 北海道△△市○○町0-0-0 保管場所面積000m2、保管量の上限0000台																
	2.○○株式会社○○センター廃車ガラ集積場 北海道△△市○○町0-0-0 保管場所面積000m2、保管量の上限0000台																
<p>役員の氏名及び住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>役職名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>代表取締役</td> <td>北海道△△市○○町0-0-0</td> </tr> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>取締役</td> <td>北海道△△市○○町0-0-0</td> </tr> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>取締役</td> <td>○○県△△市○○町0-0-0</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	役職名	住所	ふりがな ○○ ○○	代表取締役	北海道△△市○○町0-0-0	ふりがな ○○ ○○	取締役	北海道△△市○○町0-0-0	ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町0-0-0			
(ふりがな) 氏名	役職名	住所															
ふりがな ○○ ○○	代表取締役	北海道△△市○○町0-0-0															
ふりがな ○○ ○○	取締役	北海道△△市○○町0-0-0															
ふりがな ○○ ○○	取締役	○○県△△市○○町0-0-0															
<p>令第5条に規定する使用人の氏名及び住所(当該使用人がある場合に記入すること。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(ふりがな) 氏名</th> <th>役職名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>○営業所長</td> <td>北海道△△市○○町0-0-0</td> </tr> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>○営業所長</td> <td>北海道△△市○○町0-0-0</td> </tr> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>○営業所長</td> <td>北海道△△市○○町0-0-0</td> </tr> <tr> <td>ふりがな ○○ ○○</td> <td>△センター所長</td> <td>北海道△△市○○町0-0-0</td> </tr> </tbody> </table>			(ふりがな) 氏名	役職名	住所	ふりがな ○○ ○○	○営業所長	北海道△△市○○町0-0-0	ふりがな ○○ ○○	○営業所長	北海道△△市○○町0-0-0	ふりがな ○○ ○○	○営業所長	北海道△△市○○町0-0-0	ふりがな ○○ ○○	△センター所長	北海道△△市○○町0-0-0
(ふりがな) 氏名	役職名	住所															
ふりがな ○○ ○○	○営業所長	北海道△△市○○町0-0-0															
ふりがな ○○ ○○	○営業所長	北海道△△市○○町0-0-0															
ふりがな ○○ ○○	○営業所長	北海道△△市○○町0-0-0															
ふりがな ○○ ○○	△センター所長	北海道△△市○○町0-0-0															
<p>法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。) ※法定代理人(個人)が設定されている場合記入</p>																	

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

※法定代理人（法人）が設定されている場合記入

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）※法定代理人（法人）が設定されている場合記入

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数又は出資の金額
ふりがな 〇〇 〇〇	北海道△△市〇〇町0-0-0	五千株
ふりがな 〇〇 〇〇	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	四千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	北海道△△市〇〇町0-0-0	二千株
ふりがな 株式会社〇〇〇〇	〇〇県△△市〇〇町0-0-0	二千株

標準作業書の記載事項

使用済自動車及び解体自動車の保管の方法	別添「標準作業書の全文の写し」のとおり
廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法	"
使用済自動車又は解体自動車の解体の方法（指定回収物品及び鉛蓄電池等の回収の方法を含む。）	"

油水分離装置及びためます等の管理の方法（これらを設置する場合に限る。）	〃
使用済自動車又は解体自動車の解体に伴って生じる廃棄物（解体自動車及び指定回収物品を除く。）の処理の方法	〃
使用済自動車又は解体自動車から分離した部品、材料その他の有用なものの保管の方法	〃
使用済自動車及び解体自動車の運搬の方法	〃
解体業の用に供する施設の保守点検の方法	〃
火災予防上の措置	〃
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」及び「事業の用に供する施設の概要」の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。